

平成26年 No.26

○国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決
めの一部を改正する取決め

改正理由

副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 5月21日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決
めの一部を改正する取決めに次のように制定する。

平成26年 5月22日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成26年 5月22日

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等
に関する取決めの一部を改正する取決めに

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する
取決め（平成20年 3月28日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄の
ように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この取決めは、国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成16年規程第31号）第5条第2項及び東京学芸大学副学長規程（平成16年規程第39号）第4条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学理事（以下「理事」という。）及び東京学芸大学副学長（以下「副学長」という。）の担当名の表記及び職務分担（以下「職務分担等」という。）について定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(副学長の職務分担等)</p> <p>第3 副学長の主な職務分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副学長（総務・国際担当） 国際戦略推進本部，社会連携推進本部，センター（留学生センター，<u>理科教員高度支援センター</u>）に関すること。</p> <p>(2) 副学長（教育・特命事項担当） 大学院（修士課程，教職大学院），教員養成カリキュラム改革推進本部に関すること。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この取決めは、平成26年5月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この取決めは、国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成16年規程第31号）第5条第2項及び東京学芸大学副学長規程（平成16年規程第39号）第4条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学理事（以下「理事」という。）及び東京学芸大学副学長（以下「副学長」という。）の担当名の表記及び職務分担（以下「職務分担等」という。）について定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(副学長の職務分担等)</p> <p>第3 副学長の主な職務分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副学長（総務・国際担当） 国際戦略推進本部，社会連携推進本部，センター（留学生センター）に関すること。</p> <p>(2) 副学長（教育・特命事項担当） 大学院（修士課程，教職大学院），教員養成カリキュラム改革推進本部，<u>センター（理科教員高度支援センター）</u>に関すること。</p> <p>[省略]</p>